

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 1日

群馬県知事 山本 一太 様



提出者 〒376-0013
 住 所 群馬県桐生市広沢町一丁目2538番地1
 氏 名 株式会社 野村建設工業
 代表取締役 野村 篤
 電話番号 0277-52-8282

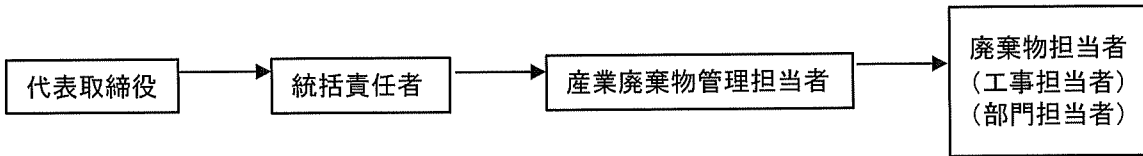
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 野村建設工業
事業場の所在地	群馬県桐生市広沢町一丁目2538番地1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業
②事業の規模	元請完工高：2,024,985,000円
③従業員数	49人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	建設現場・本社事務所から発生した産業廃棄物は、中間処理業者に処理を委託し、再瀬可能な物は再加工後、売却される。 また、再生不能な物は、安定型最終処分場にて埋め立て処理される。

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	排出量	0.715 t	410.031 t
	(これまでに実施した取組) 発生時に分別を徹底し、再資源化を前提とした業者選定、処理委託を行っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	排出量	0 t	350 t
	(今後実施する予定の取組) 工事契約内容により排出量が変わる為、目標設定は前年度の実績を参考とする。 現状通り、発生時の分別手邸を維持し、再資源化を前提とした業者選定・委託を行い廃棄物の抑制に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生場所で分別収集し直接中間処理施設へ搬出する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生場所ごとに分別収集処理を徹底維持する。

廃プラスチック類	がれき類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
0.35 t	697.492 t	0.035 t	t

廃プラスチック類	がれき類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
0 t	600 t	0 t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) なし			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	全処理委託量	0.715 t	410.031 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.715 t	410.031 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 再生を前提とした業者選定を行い処理の委託を行っている。		

t	t	t	t

t	t	t	t

廃プラスチック類	がれき類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
0.35 t	697.492 t	0.035 t	t
t	t	t	t
0.35 t	697.492 t	t	t
t	t	t	t
t	t	0.035 t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	全処理委託量	0 t	350 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	350 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>資材の無駄を省き廃棄物の発生を抑制する。また、発注者と協議し再生材を積極的に利用する。</p>			
※事務処理欄			

廃プラスチック類	がれき類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
1 t	600 t	1 t	t
t	t	t	t
1 t	600 t	1 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。